

平成24年11月 5 日

第34回指定都市市長会議

午後 2 時30分開会

○事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第34回指定都市市長会議を開催いたします。

各市長にはご多忙のところ会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は、静岡市長及び京都市長が公務のため欠席でございます。また、大阪市、堺市並びに北九州市におきましては、それぞれ副市長に代理出席をいただいておりますので、ご報告をいたします。

本日の資料でございますけれども、机上に配付してございますけれども、皆さんの左側手前に5部会からの報告関係、その奥に本日ご議論いただきます意見文案やアピール文案等を置いてございます。右側の資料がその他の資料になってございますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、指定都市市長会の会長であります矢田神戸市長からごあいさつをいただきます。

○神戸市長 本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

午前中には樽床総務大臣懇談会が開催をされまして、限られた時間でございましたけれども、この政令指定都市市長会の意見を直接大臣にお伝えをするということができたのではないかと考えております。今後ともこういう意義のある意見交換ができていけばいいなというふうに考えております。そして、国において、これを契機としまして地域主権の推進、そして多様な大都市制度の創設に向け、取り組みがより一層進められることを期待するところでございます。また、指定都市の市長会といたしましても、地域主権を進めていくために、全国の自治体と一緒にになりまして、その牽引役ともなり、今後もさまざまな場面で積極的な意見の発出、また提案等も行っていくといったふうに、より一層取り組みを強めていきたいと考えてございます。

先月、野田第3次改造内閣が発足したわけでございますけれども、東日本大震災からの復興、また原発、エネルギー問題、また社会保障と税の一体改革、日本経済の再生といったふうに、依然として解決すべき課題が山積しておるという状況でございます。これらはいずれも市民生活に大きな影響を与える問題でございますので、一刻の猶予も許されないというふうに考えます。国が国益というものをきちんと考えていただいて、そして国民に対

して日本が進むべき明確なビジョンを示していただくということは重要でございますし、また、国全体で取り組んでいかなければならないとも考えてございますが、我々も全国の都市を牽引するという立場で、こうした難しい状況に対して創意工夫を持って立ち向かっていくことが必要ではないかというふうに考えております。

先月、日本全体を明るく元気にする話題がございました。これは皆さんももう既にご案内でございますが、京都大学の山中教授がiPS細胞の作成に関する業績が認められて、ノーベル生理学・医学賞を受賞されたわけでございますが、これは今後の医療というものを考えたときに、また、日本の科学技術の高さを世界に示すということで、すばらしい偉業であることはもちろんでございますが、東日本大震災の被災地で、復興に向け、懸命に努力されていらっしゃる方々にも勇気と希望を与えるものではなかったかというふうに考えてございます。

被災地の支援については、現在も各都市からたくさんの職員の皆さんを派遣していただいておりますが、指定都市市長会として、今後も引き続きまして支援を続けてまいりたいと考えてございます。どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日の市長会議は、午前中に開催されました5つの部会での検討状況につきまして、部会長さんからご報告をいただきますとともに、さまざまな課題につきまして、ここでお集まりの皆さん方に活発な議論を出していただきまして、指定都市市長会として積極的な意見の発出、また政策提言を行っていかねばというふうに考えてございます。各市長さんにおかれまして、きょうはちょっと時間が限られておる市長さんもいらっしゃいますので、できる限りこの議事の進行に協力いただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりましたが、本日の第34回の指定都市市長会議が実り大きいものになりますことをご期待申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。(拍手)

○事務局長 ありがとうございます。

また、先ほどございましたけれども、鈴木浜松市長さんにおかれましては、公務のため途中退席というふうになりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

それでは、報道の方にお願いをいたしますけれども、これ以降につきましては記者席からの取材ということでよろしくお願いをいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますけれども、指定都市市長会規約によりまして議長は会長が行うことになっておりますので、矢田会長、よろしく願いをいたします。

○神戸市長　それでは、規約に従いまして会議の議長を務めさせていただきます。各市長におかれましては、円滑な議事進行に、先ほどもお願い申し上げましたが、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、議題(1)地域主権推進部会からの報告・提案事項について、部会長の阿部川崎市長さんからご説明をお願いいたします。

○川崎市長　川崎市長の阿部でございます。それでは、地域主権推進部会の審議内容についてご報告いたします。

議題は2点ございまして、1点目が、「地域主権改革の推進」について、2点目が、「首長と国会議員の兼職」についてでございます。それぞれお手元の資料に沿ってご説明いたします。

それではまず、「地域主権改革の推進」について、資料1-1-1及び資料1-1-2でご説明いたします。

まず資料1-1-1をごらんいただきたいと思います。地域主権改革の進捗状況等についてでございますが、初めに、平成24年夏を目途に策定が予定されていた地域主権推進大綱につきましては、現在策定に向けて各省協議中でございます。時期につきましては、総務大臣から年内を目途に策定中のこととございました。

1段目の義務付け・枠付けの見直し、2段目の基礎自治体への権限移譲につきましては、第3次一括法案がさきの通常国会において、提出はされましたが、成立に至らないということで、前回の市長会議から進展が見られないという状況でございます。課題等といったしましては、右側でございますとおり、第1次勧告、第2次勧告に記載された内容のうち、実施されていないものがあるなど、十分なものとは言えないことから、今後も基礎自治体の自主性、自立性を高めていくため、さらなる実施が必要であるところでございます。

次に、下段の国の出先機関の原則廃止につきましても、前回の市長会議から進展しておりません。「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」につきまして、引き続き調整が行われているところでございます。また、ハローワークにつきましては、地方

の提案に基づく国と地方の一体的取組による事業が開始されておりますが、直轄道路、直轄河川等につきましては、具体的な取組が進んでいない状況でございます。課題等といたしましては、原則廃止に向けた工程の提示とそれに基づく具体的な移管に向けた着実な推進などが必要であるところでございます。地域主権改革につきましては、進捗していない状況であることから、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて働きかけなどを行う必要があると考えます。

次に、資料1-1-2をごらんいただきたいと思います。地域自主戦略交付金の状況についてでございますが、国の平成25年度概算要求組替え基準では、一般的な公共事業等について、前年度当初予算の9割での要求とされている中、地域自主戦略交付金につきましては、日本再生戦略による重点要求として位置づけられ、前年度比で338億円、5%の増の7,093億円の要求額となっております。また、今年度におきましても、さきに閣議決定されました経済危機対応・地域活性化予備費等の活用において208億円が追加措置されるなど、これまで求めてまいりました総額の確保に向けて、国においても一定の取組を進めていただいているものと考えております。

また、先ほど総務大臣から、制度の問題点について率直な意見をいただいて、よりよいものとなるよう最大限努力していくとのご発言がありました。今後とも国の予算の状況等が明らかになった段階で適切に意見発出する必要があると考えております。

「地域主権改革の推進」についての資料のご説明は以上でございます。

続きまして、「首長と国会議員の兼職」についてでございます。

前回の地域主権推進部会から市長会議へ首長と国会議員の兼職についての提案をいたしました。市長会議において、1つ目として、離島や規模の小さい市町村も含めて地方の声を国政に反映する仕組みとして提案に反映すること、2つ目として、参議院の制度改革を念頭に置きながら整理を行うこと、3つ目として、全国市長会、全国町村会と地域主権改革推進について、連携する中で議論を行うこと、この3点について検討の方向性として確認されたところでございました。この間、それらの内容も踏まえまして、部会において検討を進めてまいりましたので、結果についてご説明いたします。

資料1-2-1が提案文案、資料1-2-2が前回市長会議での提案文案との新旧対照表でございまして、資料1-2-2の新旧対照表で前回の検討の方向性の検討結果等も含めご説明いたします。左側が今回の案文でございまして、前文の4段落目におきまして、「国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長」の前に、

「環境等が異なる全国の様々な地域において、」を新たに加えて、離島や規模の小さい市町村も含めて地域の実情を国政に確実に反映することができる1つの方策として提案に反映いたしました。

次に、同じく4段落目におきまして、「地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことの有効性について、二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れながら、議論を重ねてきたところである。」としまして、参議院の制度改革を念頭に置きながら整理を行いました。

以上のことを踏まえまして、提案内容といたしましては、1、「地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正すること」、2、「地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして、地方自治体の首長と国会議員の兼職が可能な仕組みについて検討を進めること」としております。

次に、前回の市長会議であわせて議論となりました全国市長会、全国町村会と地域主権改革推進について連携する中で議論を行うことにつきましては、現在、事務局におきまして、全国市長会に指定都市市長会での議論の状況について、随時情報提供などを行っている状況でございます。

次に、資料1-2-3は参考資料でございます。前回の市長会議での議論を踏まえ、部会において検討を進めた結果として修正いたしましたので、後ほどご参照願います。

「首長と国会議員の兼職」についてのご説明は以上でございます。

続きまして、本日の部会における議論につきまして、お手元の結果概要により、報告をさせていただきます。お配りしております資料をごらんいただきたいと思いますけれども、地域主権推進部会における議論といたしまして、「地域主権改革の進捗状況」につきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。今後も国に対して適宜働きかけを行っていくことが必要であることを確認いたしました。また、地域自主戦略交付金についても、来年度予算の状況など、国の動向に応じて働きかけを行っていくことを確認いたしました。

「首長と国会議員の兼職」につきましては、前回の市長会議について確認された検討の方向性を踏まえて議論を行い、首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案）を資料1-2-1のとおり取りまとめました。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、この資料1-1、資料1-2の2点につきまして、この確認をさせていただきたいと思いますが、これについては特にご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

現状の進捗状況等の報告と、それからこの自主戦力交付金の状況についての予算要求等の内容でございましたが、これについてはよろしゅうございますか。

○名古屋市長 この内容と少し違うかもしれませんが、全体の流れが地域主権なので言わせてもらいますが、よく国民の皆さんから言うと、要するに、交付税をもらっているということで、指定都市も全部国家の扶養家族であると、そういうふうに誤解している人が圧倒的です。だから、要するに担税力ですね。やっぱり地方自治体と威張るわけじゃない、指定都市と威張るわけじゃないけれども、それは山林の、森林のあるところは担税力は弱いですが、それならそれでやっぱり応援しないといけないということがわかるわけです。めり張りが必要だと。だから、これは1つの意見で、部会にも意見だけ言いますと言いましたので、ぜひ一度まとめていただいて、交付税と言っても、もともとは自分達が納めた金なんだと。だから、ほぼ7割だと思いますけれども、そもそも指定都市が上納して——指定都市ばかりじゃないですが、それがいろんなところに配分されているんだということをはっきり打ち出して、国の正当な姿を国民の皆さんに見せる必要があると僕は思います。

○神戸市長 この点は、以前から、特にこの集積の大きい地域の、担税力というものは相当なものになっておるということは間違いのないということで審議してきたわけでありましてけれども、そういう中で、現状の中で、例えば交付税あるいは府県税、市税というふうには、これは分解して計算はできますので、比較してみるというのもいいんじゃないかというふうに思います。そういう中で、やはりこの地域主権という旗を掲げていくわけでありまして、その中で実際に市民に対するサービスがどうであるか、そしてまた、国全体としてどうであるかという視点も含めて、そういう資料をベースにして、1度また話をさせていただいたらいかかと。

○名古屋市長 この資料が実はないんですよ。

○神戸市長 今ないですね。

○名古屋市長 これはないんですよ。だから、みんな私どもも、交付税をちょこっともらっているために、全部扶養家族で、日本中が扶養家族と思われています。では、だれが扶養費を出しているんだということなんですけれども、そこはやっぱりはっきりさせて、そのかわり、森林があるところはやっぱりみんなでかかわって行って林業を応援すべきではないかというめり張りをつけるようにお願いします。

○神戸市長 これはご意見として。

○川崎市長 河村市長から、先ほどの地域主権部会の中でそういうご発言があって、ぜひ全体会議のところで発言してくださいということでお願いして、今そういうご発言になったんですが、実際に政令市それぞれが、市に入ってきている税金と都道府県に入っている税金と国に対して入っている税金の一覧表をつくることはそんな難しいことではないと思うので、それはやはり1度つくって、それで、実際に政令市から出ている全体の税金と比べたら、国の扶養家族のように制度的にされているという実態ははっきりすると思います。河村市長はそれを言っていらっしゃるわけでしょう。それはぜひそれぞれの市に照会して、資料をつくって、それをもとにして税源移譲の議論をしたらいいのではないかと思います。

○札幌市長 おっしゃるのはよくわかるんですが、町にはいろいろな歴史がありまして、非常に価値が集積をする場所と、その価値をつくるためにいろんな資源を出したり、あるいは人材を出したりという中で、都市というのはそれぞれの役割といいますか、歴史的な役割、地理的な役割、そういったものを持っているわけですね。数字だけひとり歩きしますと、ここは怠けているんじゃないかと。たくさんもらっているのだから、怠けていて、自分のことは自分でできないんじゃないかというふうな話になるのはちょっとノーサンキューなんですね。やっぱりそれはちゃんとした理由をつけて、その数字を理解するということをしないと大きな誤解を持たれるんじゃないかと、そんなふうに私は思いますので、そこら辺は、出していただくのは何も恥ずかしいことじゃありませんので、オーケーです

けれども、しかし、それは数字の使い方によっては間違った施策に発展する可能性があるということは私のほうで意見を述べさせていただきたいと思います。

○川崎市長 全くそうだと思います。数字は数字として実態をあらわすことなんですけれども、その背景についての説明も一緒に加えることとして、各市からデータを出していただくときに、欄をつくってそういうコメントもつけていただくのがいいのではないですか。そのうえで全体をまとめてから公表するかどうかもまた検討すればいいのではないのでしょうか。

○神戸市長 ほかはございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、次の「首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案）」についてご意見をいただきたいというふうに思います。

○名古屋市長 ちょっと今までの経緯上、次に浜松さんがあとフォローしていただくとありがたいんですけども、具体的に言いますと、もう1年ぐらいになりますか、直接請求の署名です。リコールなどの署名の収集期間についてということで、この市長会できちっと議決したわけです。人口規模にかかわらず、県は2カ月、市は1カ月ということはいかにも不合理であろうということで逆転現象も多いんですね。

例えて言うと、指定都市で最も人口が少ないのは今岡山市さんで71万人ですが、都道府県で最も人口が少ない鳥取県は59万人ということですけども、これは逆転しております、岡山市は1カ月で集めなきゃいけないけれども、県という名がつけば2カ月ということで、それは県からすると面積が広いと言うんです。そんなものは、テレビもありますし、馬車の時代じゃないですから、車でどれだけでも行けますし、それじゃ、浜松なんていうのはどうなるんだと。県と同じような田舎ばかりのところもありますよ。それは別としても、この改正でさえもできなかった。全員で決めて。一般的には、国の利権というか、縦割りのそれを奪われるので嫌だとか、そういうような話だと思うけれども、これは署名者の市民の権利を守ることです。逆転現象まで国は認めないという状況では、これは阿部先輩によくまとめていただきまして、感謝しておりますけれども、僕は少なくとも、せめてまず立候補だけはできるようにしよう。兼職については、いろいろまた議論されればいいんじゃないかということでございますので、私はこれをやらないと、何十年やっ

でも進まないと思うんです。立候補が嫌な方はしなくても別にいいですから。それとちゃんと選挙がありますから、だめだったら、市民が落としてくれるし、そこで出たいような人は次にもう1回市長を続けるなら続けるで、そこでもう1回当選、国会議員に出ているような人はだめだというなら市民が落としてくれますし、だから、自動的に就職するわけじゃないですから、僕はよい提案だと思うんですけども、鈴木市長、どうですか。

○浜松市長 これはいろいろ議論がありますけれども、単に選挙に出るだけであれば、さっき樽床大臣も言っていたように、それはやめて出るのは全然問題なく選挙に出れるわけですから、やっぱりこのみそは、現職の立場で、つまり市長や知事や首長の立場で国会でいかに活動をしたり、発言をできるかというのをどう担保させるかということが大事なので、となると、やっぱりこの国会改革の、まさに今の二院のあり方がいいのかどうかと国会でも今議論が始まっておりますけれども、そうした国会のあり方、二院制のあり方も含めて主張していかないと、単に選挙に出る出ないというだけであれば、それはやめて出ればいいじゃないかと言われかねないので、そこは一工夫、二工夫要るんじゃないかというふうに思います。

○広島市長 私は、この提案を指定都市会議として決定するということについては反対という立場から意見を述べさせてもらおうと思います。大きく言うと2点あるんですけども、その前提として、国と地方の協議の場ということが法制化されて、そこを使いながら真の分権型社会の実現に向けた動きを一步踏み出したということはまず評価したいと思うんです。確かに河村市長がおっしゃるように遅いということはあるでしょうけれども、これだけ大きな国のありようを変えていくというものですから、現状を見ながら、確実にやっていくという手段を講じられたことはまず評価しなければいけないというふうに思うんです。

そんな中でリコールの逆転現象というようなものがあるので、何とかできないかといえ、私としてはそれが対症療法のようにも聞ける提案なんですけれども、そもそもこの1つ目の理由ですけれども、指定都市市長会としては、真の分権型社会という大きな枠組み実現を目指して、特別自治市の創設というようなことを提案し、けさ方も大臣に報告したところであります。それは自分たちの市域の統治権をほとんど自分たちのところにおろしてくれという主張じゃないでしょうか。まずこれを再確認する必要がある。それを我々は

合意したということでもあります。そうした中で、一方で、みずから首長の立場を残しながら国会議員になって、国内統治もできるようにしてくれと。単にできるんだからいいじゃないかということですが、制度論であります。できるようにしてくれという立法措置を要求するということは、国に権限、中央集権を残しながらそこに物申すという、つまり、地方分権するという考え方に全く反対する考えがないとこういう主張はできないと思うんです。ですから、今この市長会として議決したと論理矛盾するようなことをおっしゃっているように私には受けとめられます。そういう意味では、そういう矛盾をはらんだ提案ということ、議論することはいいとしても、組織で決定することについて大きな疑問を感じます。

もう1点、自分自身の経験でありますから、皆さんには一般化できないとしても、首長、市長の仕事は多種多様でありますし、非常に大変な業務であります。実際自分も1年半かけて実務の経験をしてきましたけれども、決して片手間でできるような仕事ではありません。日曜、祭日もなくして市政全般を見ていこうとなると、いわば自分たちのあるべき権限をしっかりと定めてもらって、予算措置もしてもらってやるというのが、まさに自分の実感でありまして、いろんな不満があるから上のほうに行って、そちらもやるというだけの性格の問題じゃない。国政にまで関与して両方というのは不可能に近いんじゃないかなど。

小さな自治体の要望がかなうようにという論点もありましたけれども、小さな自治体は、過疎化していく中で、むしろいろんな権限をおろしていただいて、自分たちができる、あるいは近隣の市町と一緒にやっていくというシステム、制度を構築することを急ぐべきじゃないでしょうか。個別に行って、個々の首長さんが文句を言ったから手当てができる、行かないところはできないなんていうことがあっては逆に困ると思うんです。そういう意味では、平たい用語で申しますと、二兎を追うものは一兎も得ずというふうなことにもなってはいけないということで、この案について指定都市市長会議で決定することについては反対したいと思います。

○名古屋市長 余り僕が言うと、言っただけで反対者が多くなるかもわからないので、言わない方がいいかもしれませんが、例えば東北の震災でも、あれはあそこの市町村長さんたちがもっと気軽に国会議員に——今言っているのは兼職は別ですからね。阿部さんの兼職はできぬと決めてもいいけれども、立候補だけしましょうというご提案です

ので、僕はそれでいいと思うし、まずこの震災で僕は陸前高田の部長さんに聞きましたけれども、本当に津波が40センチか70センチしか来ないということになっておったんですわと言っていました。だけれども、よく考えてみたら、本当の自分たちの地域の歴史をわかってきたから、1000年前に10メートル以上の津波が来ていて、そういう立場でもっと言っていたらよかったと、本当に残念だったと言っていましたので、やっぱり僕は、指定都市でやっているのであれですけれども、本当に小さい市町村がありますが、その市町村長さんがもっと国会に出てきて、自分たちのそういう問題を主張して、防災の大きいものは国の問題になってきますので、主張されるチャンネルをちゃんとつくったほうがいいと私は思います。だから立候補だけはできるようにしたい。

○川崎市長 実際、指定都市の市長というのは大変忙しいのはそのとおりでありますけれども、7月の末に、ドイツのリューベックという友好都市に行った際、近くのブレーメンというところにも行って、ブレーメンの市長に会いました。なぜ会ったかという、ブレーメンの市長は、ブレーメン州知事でもあって兼務している。さらに連邦の参議院の議長をやっているんです。そんなに忙しい仕事をどういうふうにして兼務できるんですかと聞いたら、ドイツの参議院は週2日、審議日が決まっているんだそうです。ですから、その日だけ参議院の仕事をして、そしてそれ以外のときは、州知事なり、市長の仕事をやっているという話でした。ですから、仕組みのつくり方次第であるし、今回については、特に参議院について受け皿になるような検討もしてほしいという内容になっているわけです。

参議院がそもそも被選挙権が30歳で、県知事と同じ年齢になっていて、もともとは各県からそれぞれ県単位で選ばれるという形になっていたわけです。最近では1票の格差ということで、自動的に県ごとに何人と割り当てると憲法違反という判決が出ているんですけれども、もともとは各県が国家的なまとまりを持っているということであれば、特に道州制などをやるようなときに、そこからの代表者として、参議院に出て、そこで全国的な国と地方自治体とのつなぎをやるというのはあり得ることだと思います。

○浜松市長 松井市長のご意見もあろうかと思いますがけれども、私の経験から申し上げまして、本当に議会の外からいろいろ意見を言うのと、中で意見を言うのと、やっぱりかなり影響力が違って来るんですね。私も議員のときにいろいろな首長さんから陳情を受けたり、意見を聞きましたけれども、やっぱりそれは外の人という感覚でありますし、まし

て、恐らく霞が関の皆さんの受け取られ方というものは随分違ってくる。その中で、確かに我々も忙しいし、大きな責任も負っているわけですがけれども、今阿部市長が言われたように、せっかく今ここで、今のような二院制であれば本当にいいのかという国会での議論も始まっていますし、私も実は国会にいたときに、今のような形であれば本当に要らないなど。ですから、恐らくこれをやるときには、衆議院の優越というのをもう少し高めた上で、参議院の改革の中で実現していくということになるろうかと思えますけれども、逆に言えばそういう提案というものは、我々もしていてもいいんじゃないかなというのが私の率直な感覚であります。

○広島市長 今の国と地方の権限とかという議論を除いて、現状の国のシステムの中で言われたように、議会の中に入って地方の意見を吸い上げる制度としてこういうのはどうかという、その点についての議論を私は否定しているわけじゃないんです。先ほど申し上げたように、例えば今この真の地方分権を目指すと言っている我々の意図は何かというと、例えば極端な例は、国は外交とか防衛だけを議論して、国内統治はすべて基礎自治体におろすぐらいのことをイメージしながら、真の分権型社会と言っているんじゃないでしょうか。そうすると、決定権限がおりた人間が、何でわざわざ国まで出て行って議論するんでしょうか。そこがどうも方向が違うんじゃないかと申し上げているんです。今そちらをやるようとしているときに、何で二兎を追うんですかと申し上げるんです。まずこれをしっかりするというところからという議論と、現在の制度の中で意見が反映できないから、意見が反映できるようなこともねらいましょうというようなことと、ちょっと筋が違ふと。もっと大きなことを我々は考えてやろうとしているんじゃないですかということをおは申し上げたつもりであります。

○千葉市長 私からすれば、これから我々が求めているような地方制度をつくっていくのに当たって、私たちが要望する、向こうが何か考える、いつも突き合わせて協議をするというのよりも、参画をして一緒にプランニングするということが重要なんじゃないかなと思うわけです。今までそういう国と地方の綱引きみたいな、どっちがとるとらないと、ずっとそんなことをやっているからいつまでたっても決まらないんだと思うんですね。どっちが損だ、得だみたいな話ばかりになる。そうではなくて、同じフィールドで一緒にプランニングするということから始めないと、この国の地方制度改革というのは進まないん

じゃないかと私は思うんですよ。だから、私は国と地方の協議の場というのは、これはこれで大事なことだと思います。でも、それはあくまでお互いが対等の立場で妥協をどういうふうにしていくかのプロセスの話であって、いわゆるプランニングを一緒にするという話とは別の問題だというふうに私は思うんですね。

ですから、私は参議院というのが、ここのドイツの事例がありますけれども、私のイメージ的にはまさにこういうことで、松井さんのおっしゃっていることもよくわかるんですが、それはどちらかというと、国会議員をメインにお考えになっているからそういうことになるのではないかなというふうに思っています。私としては、参議院改革の中の話として十分検討の余地があるんじゃないかなと思いますけれども。

○広島市長 今言われたことも自分なりにわかったつもりですけれども、例えば今言われたのは、真の地方分権の中身をする前に、地方の意見を聞いて権限争いのようなことをやるためにも、議論の場をつくって、首長の資質を持った方、資格を持った方が国会で議論するほうがいいだろうと、こういうふうに言われるとすると、いわば最終的な真の分権国家を目指すための手段論のように聞こえるんですね。手段論としては、先ほどありましたように、ドイツの例にもありましたように、国政という国会の議員の立て方、参議院、衆議院のあり方、そういったことをまず組み直すという大作業があって初めて行けるので、その手段のほうに力を入れていたら、真の分権をやっていくというのをいつやるんでしょうと。せっかく今の中で協議の場をつくってやり始めているわけですから、この場を大事にしながら、今言われた地方への引き寄せをもっと、今ある実践的な対応の中でやるほうが、私は現実的な対応じゃないかと思うんですね。そのために、憲法にもかかわるかもしれないような議会制度の直しをやりましようと言っている。今の国会議員でだれが推進してくれるんですか。それをやるための国法、法案をだれが出すんでしょうか。それも決まっていない中で、もっと堅実、具体的な対応を我々としては、首長としてやるべきじゃないかということをあえて申し上げたい。言われたことを否定しているわけではなくて、やるべき道筋として、せっかくここまで来ているんだから、このやり方をもっと堅実に進めるということが合理的ではないかと私は思うという意味であります。

○熊本市長 それぞれご発言がありますけれども、私は、この兼職ということについて、諸外国の例も含めまして、仕組みとしてはあり得るのではないかなというふうに思っております。

ますし、また地方の声をよりこれまで以上にダイレクトに届けるという意味におきましては、やはりもっと検討を深める必要があるというふうに思っています。基本的にはそのような考えであります。

ただ、この提案の文言を見ても、1、2と分かれておりますけれども、やはり気になるのはこの1番目のところございまして、立候補、とりあえずこれができるようになればいいのではないかと、ここがどうしても私はひっかかるところでありまして、立候補して、当選したら国会議員になっていくのでしょうか。それから先がどうなっていくのか。何かこちら側の都合だけでこの動きを進めようとしているのではないかと。もっと私たちが目指しているのは違うのに、そこが違うほうに捉えられはしないのか。ある意味政治運動的にも、この動きというのは少し違った方向に捉えられかねないということを懸念しております、この文言はストレートにはすっと入ってこないという立場であります。

○横浜市長 私はこの議論は、指定都市市長会だけで語られてきていると思うのですが、全国知事会、市長会、町村会とも議論を深めて、地方の声が直接国政に反映できる仕組みを検討し、国に対して、公職兼職の共同提案を行う、その第一歩として、指定都市市長会が提案していくことはいいのではないのかと思っております。ただ、印象としては、今も松井市長がおっしゃったように、一足飛びになることが危惧されますし、実際に松井市長のおっしゃるとおり、市長職は大変な広範多岐の職務、職責です。だから、国会議員が担う重要な職務、職責を兼務することは、今の制度では私は難しいと思うので、そういうことを発すると、今の制度で兼職するのかという感じに誤解されてしまうので、もう少し全体的な議論が必要だと思っております。ただ、方法としては、仕組みを変えればあり得ると思っております。

○浜松市長 決して僕は松井さんと違うことを言っているわけじゃなくて、実は私もそう思います。国の仕組みが変わって、例えば国が外交とか、防衛とか、通貨の管理とか、一定程度の役割を担うようになれば、我々が出ていく必要がないので。ただ、特別市にしてもそうですけれども、全部地方自治法を改正したり、国の法制度を大きく変えなければいけないというのは、これは実は中へ行ってがちゃがちゃやらないとなかなか厄介であるというのは、私も自分の経験則でよくわかっていまして、話に行けば聞いてくれますけれど

も、ふんふんと話程度で大体終わってしまうのが国会議員でございまして、私もかつてそうでございましたので、やっぱり本気になってやるとなれば、中に行ってやらないとなかなかこれは制度改正まで難しい。私は過渡期的でもいいと思うんですよ。本当に分権の仕組みができるまでの過渡的な制度であってもいいと思います。

ですから、私は松井市長と決して違う意見を言っているわけではなくて、私もそういう国と地方の役割がはっきりした段階では、そこからまた出ていくような、自己矛盾を起こすようなことまでやる必要はないというふうに思いますので、ただ、そこに至るまでの過程では、1回やっぱりがちゃがちゃやる必要があるんじゃないかなと、そんな気がしています。

○広島市長 今の私も、その点は全く同感なんですけれども、そうすると、今動かない国会に対して公職選挙法を改正してくれと、しかも首長の在職中にと、そこをやるということが、先ほど言われたように、本当に直結しているんだろうかと。要するに首長経験者がやめて、次にしっかりした首長にお願いしてやってくれと、おれは経験しているから、その経験を踏まえて国政に出るといって何で足りないんでしょうか。何で在職中に立候補するということがポイントなんだというふうに、ぐんぐん絞られてくるんですね。それが確かにそうだということはどういうふうに今の国会議員の皆さんに言って法改正されるんですか。今言ったように、まだ中に入って議論できない人間が、外にいて、変な思惑でやっているというふうになると、ますます単に手段のためだけにやるんじゃないかというふうになったりすると、真の分権を求めているこの市長会の目的意識が卑しいみたいに思われるのがとても嫌なんです。そんなことは考えていないんですよ。本当に分権型社会をするためにどうするかというのをねらっているのに、単に国会議員になりたいからみたくに思われるような対応というのは、私は耐え切れないというふうに思っているわけがあります。

○千葉市長 私は熊本市長のおっしゃったことと全く同じ意見で、個人的にはこの1の条項は落としてもらいたいんですよ。私は以前から二院制のあり方の議論の中で、地方の声が常に反映される仕組みの中で議論をしていく、今まさに国でも国民的にもそういう議論が行われているので、そこで指定都市側としてそういう考え方もありだよと提案することに意義があるんじゃないかというふうに思っています。私からすれば、1を落としても

らって、「二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れながら」と書いていただいているので、これと2の項目を合体させたような要望事項をつくったらいかがかなというふうに思います。

○広島市長 今の議論は相当この決の収れんしていただいたと思うんです。まさにそういうことですよ。

○千葉市長 そうですよ。

○広島市長 そういうことも視野に置いてこの市長会は考えていると。当座の変な卑しいことを考えているんじゃないんだということでちゃんとメッセージを出さないと、真の地方分権にならないですよ。

○千葉市長 私は、浜松市長もおっしゃっているとおり、やっぱりバックに市の職員、現場をわかっている人間と一緒に提案できるところに意味があると思うんです。出身だと、やっぱり何年かすると結局もとのもくあみになってしまうところがあるので、こうすれば、多分最大公約数にはなるんじゃないかなと思うんですけれども。

○神戸市長 それでは、阿部市長さん、これについてはご意見いかがですか。

○川崎市長 いいと思います。ここの1番目が嫌らしいということであれば、本体は2番目ですから。だから、うまく2つの文を1つにできればいいですし、そうでなければ、2番目だけでもいいのではないかと思います。

ただ、地方分権を進めているのにこれは矛盾だというのは当たらないと思います。なぜかという、どうしても国全体の統治機構というのは国の法律で決めざるを得ないし、税についてもやはり、国の税金と地方の税金とを両方一緒にして割り振っていかないといけないということなので、それは地方分権がどんなに進んでも、国が地方に関係する部分についてかなりの権限を持っていることは間違いありませんので、それは全然矛盾しないと私は思います。

○名古屋市長　今いやらしいと言われましたけれども、全然逆で、本当の市町村長さん、先ほどの災害の話じゃないけれども、そういう人たちがもっと気軽に国会で自分たちの本当に小さな地域のことを言うていただくために、やっぱり一度やめないと立候補できないとというと、ハードルが相当高いわけです。これは言うてみれば同じような仕事ですから。だから、そういう人たちにやっぱりチャンスをつくっていく。今は地方分権というのだったら、そういう時代じゃないかと私は思います。やめるといって、村長さんでも、町長さんでも、皆さんもそうかもわかりませんが、やっぱりハードルが高いじゃないですか。だから、別に立候補はどうぞと。ただ兼職はできませんでいいじゃないですか。そういうふうにしたほうが、僕はどれだけ本当の地域の声が届いていくのかというのは、それは間違いないと思いますよ。

○神戸市長　今の案文で、この2のほうは、「首長と国会議員の兼職が可能な仕組み」というふうになっていますから、だから、これについては、皆さん、別に……。

○名古屋市長　だけれども、まず立候補しなきゃ兼職はあり得ませんので、これが入っています。

○神戸市長　それはそうですけれども……。

○千葉市長　いや、ドイツの事例はこれは多分選挙じゃないですよ。これは多分割り当てですよ。連邦、参議院の中で多分——阿部市長。

○川崎市長　そのところはちょっと詳しい仕組み……。

○千葉市長　私が調べた範囲では、割り当て制だというふうに思いますから、だから、私はそういう意味で、1番で立候補とかと書いてしまうと決めつけ過ぎるので、そういうのも含めて議論だと思っているので、一応この段階では、名古屋市長のいろいろな思いも十分理解するんですけども、まず一歩前進しないと話になりませんから、先ほどの案でいかがかなと思うんですけども。

○札幌市長 熊谷さんがおっしゃっているように、立候補できて、あと兼職禁止というのは余り意味がないというふうに思います。経験者は、出身者は幾らでもいるわけで。だけれども、やっぱり事務局を持って、実際に町政なり、市政なりをやっている人が、その情報の中で国会で仕事をするということであれば意味があると私は思うんですよ。ですから、私のほうは主として2番に。熊谷さんの意見に賛成いたします。

○浜松市長 私も全くそのとおりで、私だけかもしれませんけれども、多分僕がもし市長をやめて国会に戻れば、半年もしないうちに永田町の水にすっかりなじんで、今ごろ政局をやっていると思いますけれども、ですから、大事なのは、やっぱりどの立場で発言をしていくか、どの立場で活動していくかということで、私は一切国会に行く気はないですよ。ないけれども、市長の立場でもし発言をさせていただけるなら、それはぜひやりたいなということなんです。ですから、私はやっぱり2番がこれは実は肝なので、ここをやっぱりきちっと主張していくことが大事だなと思いますね。

○神戸市長 ちょっとお諮りしますが、今ご意見として、2番のこの文章に二院制における参議院のあり方も含めた国会制度改革というものも視野に入れてやったらどうかというお話がございましたけれども、そういうまとめ方で、これを知事会なり、全国市長会あるいは町村会等に、ともにこの指定都市と一緒にやっていかないかという呼びかけをすることによってよろしゅうございますか。

○名古屋市市長 大変に不本意で、本当に離島の人やら、いろんな人がやっぱり出てこないといけない時代になっているわけです。だから、経済界だったら、商売だったら、素直に出店の自由を広く認めるわけだ。それはそれでマーケットが判断してくれるので、私はそういうことの時代をつくっていこうということであれば、そういうふうにすればいいと思います。10年間の時限立法であってもね。だから、これは2番でもいいですけども、間違いなく多分100年かかるわけです。だから、こういう提案なら本当に残念です。

僕は東北の話聞いておって、本当に思いましたね。津波がやっぱり本当に十何メートル、20メートル来るという話は地元の人が一番知っていたわけですよ。だけれども、その方は言っていましたけれども、岩手県から70センチだというビデオがあるんですと言ってました。だから、そういう声がちゃんと届くように、僕は何もそう難しいことを考えず

にどうですかと。議員とか市長というのはいろんな人がなって当然ですから。国民から見た場合には、それだけのことだと僕は思うんですけどもね。

○神戸市長 ですから、兼職が可能な仕組みをやっていこうという意図があるわけですから。

○名古屋市長 そういう規定でもいいですけども、100年かかります。まず検討が始まりませんよ。

○福岡市長 私も基本は2番ということで落ちついていいと思うんですが、ただ、今河村市長がおっしゃったその方法論というところで、例えば国と地方の関係、もしくは多様な大都市制度という中で、これまでずっと議論して動かなかったものが、大阪がちょっとあらわれて、それで国がずっと動かなかったものが口をあけて、また閉じてしまった。やっぱりそういった意味では、方法論とか、運動体としての私たちの会議というところも1つ、どうそれを実現していくかという現実レベルの話もあるので、2番がまさにその理想論として私は正しいと思います。ただ、河村市長がやっぱり今の国を考えたときに、スピード感を持って本当に2を実現するためにも、まずは実効ある政治的運動という意味で1番のご提案も、お気持ち的にはわかりますという意見を言わせていただきます。

○神戸市長 先ほど来、いろいろ議論をお聞きしている中で、広く呼びかけもしながら、そういう点で声を高めていこうという趣旨も入っておると思いますので、そういう点で修文をして一本にまとめたらどうかということでお諮りをしたいと思いますが。

○新潟市長 その方向でいいと思いますが、この2だけですとちょっと緩いと思います。「二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れ」、具体的にもうこれを始めてくれという形でもう少し迫力を出して1つにまとめていただいたらどうでしょうか。

○相模原市長 私は、2のことを実行するに当たりましては、やはり1が突破口であると、河村市長はそのように思っていると思うんですよ。ですから、これを入れるか入れな

いかということとは非常に大きな問題だと思うんですね。やはり国がなかなか動かない、自ら改革をしていかない、そういった中で我々がそういう穴を開けていきたい、その方法論がこれだと、こう言っているわけですから、そこら辺はもう少し議論していただいたほうが私はよろしいのかなと思いますけれども。嫌ですか。

○神戸市長 嫌とかどうとかと言っているんじゃないんですよ。このまとめとして……。

○相模原市長 河村市長、そうじゃないですか。

○名古屋市長 現実的に2が本当にあしたからでも動きかけてやればいいけど。

○相模原市長 それは方法論として、こういう方法じゃないとできませんよと言わないと……。

○名古屋市長 署名期間でも、これでさえも全然だめなわけでしょう。こんな大きな問題が動くはずがないわけですよ。だから、今言われたように、やっぱり1をちゃんと入れて実際に国を動かすと。それでも動きませんよ。何かちょっと阿部さんが言われましたけれども、町村会もこういうことを政令市長会がまずやってくれと、そういうような話があったわけでしょう。

○川崎市長 全国町村会、全国市長会の対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、この件に関しまして、かねてから議論がございますので、特に全国市長会さんのほうにはどういった議論をしているかということについては常に情報提供をさせていただきます。やはり全国的に盛り上げていくという基本的な考え方としましては、各都道府県の市長会のほうで各市長さんのほうに議論の投げかけをしていただいてあげてもらうのが基本論だということは言われてございます。それ以上の件につきましては、まず指定都市市長会のほうで意見をまとめていただいて、また今後ご相談という状況でございます。

○神戸市長 それでは、再度お諮りいたします。

1の「地方自治体の首長が」云々のくだりを2番の中に読み取るという形でもって、さつき篠田市長がおっしゃった「二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れ」という文言を2のほうに付加して、これで広くアピールしていくことを我々が発信するんだということではいかがでしょうか。

○川崎市長 よろしいですか。今までの話では、これは1番目だけ切り離してやると嫌らしいという話なので、2番目だけにして、「地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして」、1番目をここに入れて、「地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正するとともに、地方自治体の首長と国会議員の兼職が可能な仕組みについて検討すること」としたらどうですか。

○神戸市長 候補者というのを兼職ですね。

○川崎市長 ええ、兼職と結びつけて。

○神戸市長 結びつけて。

○川崎市長 一文に、この「一つとして、」の次に1番目の文章を入れて、「公職選挙法を改正するとともに、地方自治体の首長と云々」というと文章としてつながりますので。

○千葉市長 それだとなかなか厳しい方もいらっしゃると思うので、私とすれば、2の地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして、地方自治体の首長と国会議員の兼職が可能となるよう、国会法、地方自治法、公職選挙法等の改正について検討を進めることでいいんじゃないかなと思うんです。それで具体的には、公職選挙法も入れれば何となく趣旨は満たされるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○名古屋市市長 私が言っておったんじゃないなくて、阿部さんのような先輩がこれでいこうということで、これは強く押されておるので、私が言って反対されるのは、それはいいです

よ。だけれども、これは違うんですわ。

○千葉市長 阿部さんの案でいいんだったらあれですけども。

○名古屋市長 だから、これは僕が初めに発言したからなだけども、黙っておりますが、これははっきり言いまして、このぐらいやらないと動きません。

○横浜市長 そうすると、松井市長の意向と全く違ってしまうのではないのでしょうか。今の熊谷市長がおっしゃったプランであればいいのではないのでしょうか。

○広島市長 私が最初に論理的に矛盾すると申し上げたのは、もう1回確認しますけれども、真の分権型社会を目指すというのは我々の明確なミッションになっております。例えばこれはそれを目指すための手段なんではないでしょうか。であれば、手段について真の分権型社会を目指すための対策も何も全然できていないのであれば、それを急ぐためにこの手段をやってくれとぼんとぶつけるのは納得なんですよ。ところが、ふできとは言いながら、国と地方の協議の場をつくって法制化をやっていると。そこでなぜきちっとやるということをもまずやらないのかと言っている。これが足りないから、早く首長が議員になることもあわせてやらせてくれ、しかも具体的に選挙法まで変えてくれということは、今言ってどうなるんでしょうかと思うんですよ。

私自身は、先ほど申し上げたように、体験から言うと、自分たちの行政をしっかりやって、いろんな権限をとってきてやるための実務を積み上げるのが今我々のやるべき話。そして、それを見せて、ここは足りないと言ってやればいいんじゃないでしょうか。それはできないけれども、何かこちらでこういうことを言っておけば我々の仕事をやっているように見えるのが、先ほど申し上げたようにちょっとはしたくないような感じがすると。あくまで真の実現、分権を目指すための意見反映のシステムのところに、こんなに力を入れなければいけないような状況なんではないかということをもまず言いたいです。

そして、さらに具体的に公職選挙法なんていうことで出てまいりますけれども、この選挙法を改正する以前に、国会のあり方、議員のあり方、参議院のあり方もトータルでやらなければ、この選挙法を変えていいかわからない中で、なぜ具体的な法案までぶら下げてやることができるのか、その理論展開も実はよくわからないんです。

先ほど言われたように、経験者がきちっと国政に反映するという手続がゼロでもないわけでありますから、議論するということについてはやぶさかではありませんけれども、もう少し具体的なものをやるということまで提案できるだけの前提条件ができていたとは私はなかなか思えないのであります。そういう意味では、2のほうの書き方ならわかるけれども、しかも、これは地方の声を国政に反映する仕組みの一つとしてということで例示で挙げていますから、多様なやり方をもっともっと考えるということも含めて了解ですが、その中に1をまぜるようなのはどうでしょうかということをお願いしているつもりであります。

○名古屋市長 私も最後にちょっと。今言われますが、これは全体的に分権を求めているわけで、独立を言っているわけじゃないんですよ。私は独立だと言っていますけれども、独立なら別に国会議員にならなくてもいいです。しかし、あくまでこれは地方分権とか主権と言いますが、独立とは違いますので、国の中で持っている権限を分けろと言っているんだから、やっぱり国の中にちゃんと入って物を言わないと、それが誠実な態度ですね。だから、会社だって工場長がたくさんいて、工場長が取締役になっているケースは幾らでもありますから、だから、自分たちがやっていることは全く矛盾しない、かえって分権に忠実だと。国の権限を分けろと言っているんですから、独立を求めているのなら私は言いますよ。自分でやりなさいということになるんですけれども、まあ、情けないなあと思います。

○川崎市長 先ほどから申し上げますとおり、どんなことがあっても、国の枠組みというのは国がつくって決めるんですよ。ですから、永久に国の権限というのは地方自治体に対してあるわけです。それは制度の枠組みをつくって維持することもそうですし、財源の配分もそうですし、みんな原則として税金というのは法律に基づいてということになりますので、完全に独立国のように分権が進むのであれば、そういうことが可能であれば、松井さんのおっしゃるとおりなんですけれども、そうではないと思うんです。

ですから、逆に言うと、今、地方自治体側は分権についてやや過剰な主張をしていると思うんです。それは制度が動いていないからです。実際にはそうならないので。それから、ある程度連邦国家みたいに地方が独立性を高めると、今度は国と州との調整のための仕組みというのが逆の立場で必要になってくるんです。ですから、ただ単に地方分権を

進めるためというよりも、もちろんそれもあるんですよ。膠着状態で動かないものを動かすてこにという手段的なものもあるんですけども、やはり最終的に枠組みとして国と地方との関係をきちんと維持していく役割が非常に重要だということが1点。

それからもう1つは、今の憲法上、兼務するためには選挙せざるを得ないという状況です。参議院議員はみんな選挙で選ばれることになっているわけですから。したがって、ただ単に充て職みたいにして兼務というのは、そういう制度を憲法改正でつくればそれでいいのですが、今の状態では選挙を経ないと兼務はまず無理ということですから、論理矛盾ではなくて、論理が通り過ぎて、あちこちから物議を醸すということではないのかなと思います。

○広島市長 今言われたのは、2つの要素を言われているんですね。つまり、地方の立場の意見を投影するためのシステムと、それに乗っかって地方の実情を言うという2つが一緒に入っているんですけども、国政の中で立法府に入りますと、その立法府が国として枠組みを変えるということが出来る権限を持っています。そこに地方の意見を言って枠組みを変えるということまで求めているとは読めないんですよ。つまり、枠組みを運用する上での地方の実情を反映してくれと言っているのに、過大に首長さんが法改正までできるポジションを得るということは選挙法改正だけでいいんでしょうかと。つまり、立法府における権限などもちゃんと洗い直して、枠組みは国だけでも、地方の実情を投影するための議論の仕方とか議会の仕方というのはあるんですよ。それもないのに、何でここだけ個別の法律の改正が出てくるんでしょうかと申し上げたいんですよ。

ここに書いたように、地方の声を国政に反映する仕組みはいろいろあるはずですよ。そして、権限とか何かについてはきちっとルール化した上で、その中によって地方の実情を反映するというやり方があるんじゃないでしょうか。それをいきなり兼務して、法改正までできて、法律の枠組みまで変える立場を首長さんが持つというのは、私は大変重い仕事であって、今、現場のことを一生懸命やる人間が立法行為まで考えてやるというのは、私としてはなかなかできないなということを申し上げたんです。もっと冷静に分析するというのをしっかりやらないと、とんでもない議論を起こすとも思えるということを申し上げたいんです。

○神戸市長 再度申し上げますが、この趣旨については、文言の表現等の関係で今議論に

なっておるわけでありませうけれども、ベースになっておるものは、冒頭あるように、国との関係についてどう形を変えていくか、まさに国との関係の協議をどう進めていくかということがベースになっておると思っておりますが、その中で兼職という問題について考える方策をどう整理しようかというところを部会でも検討いただいたと思っております。

そうした中で、今さまざまなお意見をいただいておりますけれども、全体的な集約として、これは意見として、先ほども役員会でも出てございましたけれども、我々のほうから全国市長会とか、あるいは町村会とか、あるいは知事会のほうに一度投げかけて、こういう趣旨について意見合意を見て、その上で、我々の方向を強く訴えていったらどうかとさっきまとめております。そういう点からしますと、これはいろんな法律の改正というものが当然絡んできますので、そこらのところも踏まえながら、団体間で意見の合意を見た上で、これを強く打ち出していくということで、その文章表現について若干修文をする際に、先ほど新潟市長がおっしゃったような参議院のあり方を含めた国会制度改革というものを少し加えて表現することでいかがでございますか、よろしいですか。

○相模原市長　ただ、指定都市というのは、かなり大きな権限ですとか、または役割があると思うんです。例えば防災の問題でも今検討されておりますけれども、やはり町村だとか周辺の市、そういったところに対する色々な影響力がある。また、経済発展でも何でも、土地利用でもそうですが、推進をしていく立場にあるだろうと思うんです。ですから、押しなべて日本に1700ばかりある市町村を全部含めての意見集約という中でこれを作っていくということも大事だと思うんですけれども、指定都市として国に対して何を求めていくのか、これを出していくべきではないでしょうか。災害対策に関する権限については、県にはあるけれども、指定都市にはない、それを指定都市に下ろそうということもやっているわけですから、例えば今回も分権改革の中で協議されていると思っておりますけれども、都市計画の問題、農地法の問題では、国、県にある権限が我々に下りてこない。実際には地域を主導しているのは我々だと。そこに何で権限が下りないんだと。これは国会でそういうことが真剣に議論されないからなんです。実態が分からないからなんです。

だから、松井市長が言っていますように、市長をやってみただけけれども、実際大変なんだと。まさに大変なんです。大変だからこそ、我々に権限を与えてください、そのための会合を早く進めていただきたいとなる訳です。それを実現するためには、そういうことを言える場に出ていかないと、やはり日本は変わっていかないんじゃないですか。ですか

ら、そういった意味ではぜひ変えていただきたい、このように思うんですね。これは意見です。

○神戸市長 ですから、さっきから意見をお聞きして、きょうのこのまとめにしたいということできっと申し上げたんですが、この趣旨としては、我々が発信をするということは、これは間違いないわけでありまして、そういう中で文章表現をどうしようかという議論にもなっておるわけです。

○相模原市長 ですから、全国市長会や全国町村会と指定都市市長会と一緒に協議するときに、指定都市はこういう立場だということをしつかり言っていただきたい。

○神戸市長 阿部市長さん、どないですか。

○川崎市市長 今、地方分権についても本当に動かない、先ほど申しあげました直接請求の署名収集の期間なども、私は総務大臣のところへ行って、当時は片山大臣でしたけれども、非常にいい感触でした。「それはそうだな、ごもつともだな」という話でしたが、実際は法律改正には全然結びつかないということで、これが地方分権改革あるいは地域主権改革の実態なんです。ですから、何らかの形で風穴をあけるような、そういうアクションが指定都市市長会では必要だということをお願いしたいと思います。

○名古屋市市長 ちょっと保留にしたらどうですか。僕は阿部市長を大変ご尊敬申し上げておりますし、よく知っていらっしゃる方がああいうふうに言われていますので、ここまで議論をやって、やっぱり惜しいですね、本当に現実動きませんから。それを動かすために、今相模原の市長が言われたように何かの行動に出ないと、会議は何十年も踊っておってはいけません。だから、阿部さん、もう1回ちょっと出直しますか。変な結論を出されるより、今のままで置いたほうがいいですよ。

○札幌市長 この2番というのは、当然のことながら1番を包含していますでしょう。立候補だけという考え方もありますけれども、2番というのは大きな展開ができる要素を1つの方法としてやることで、これだけではないということを行っているわけですから、一

番抵抗の多い1番は削るということで、2番だけでもいいんじゃないですか。

○川崎市長 2番だけでもいいですよ。2番だけでいいですか。出していくことが大事なので、ですから、2番だけにしましょうか。

○名古屋市長 現実論として、2番を出しても国会ではほとんど議論されませんので。

○川崎市長 ですから、その現実を見て、またレベルアップしていけばいいんです。

○名古屋市長 まず2を出して、次の会には何もできなんだと。だから、やっぱり具体的なアクションを起こさないといけない。それで1を入れるというふうでもいいですか。

○川崎市長 いずれにしても、2番を実現するには、今は重複立候補をしなければできないので、ですから、包含されているんですね。

○名古屋市長 2を国会で出しても、現実論、これはまず議論が始まりません。始まりませんよ。1を出すと、一応公職選挙法改正という具体的な提案が入るからどうのこうのになるけれども、2だったら100年かかるんじゃないですか。それは署名期間の1カ月、2カ月さえも変えられませんから。

○浜松市長 だけれども、これは2を前提にしないと、河村さん、1だけこれを切り離してひとり歩きしたら——現実問題ですよ、例えば現職で国会議員の選挙に出たと。落選したら、そのまま首長なんか続けられませんよ。それは現実、あんた、何を考えているのとなりますよ。

○名古屋市長 それは選挙で判断してくれますよ。

○浜松市長 だから、そんな失礼なことはできませんよ。2が前提だから1があるので、それは1だけ切り離したら、現実、そんなことはできますか。やっぱりこれはやめて出ないとあり得ないでしょう。

○名古屋市長 私はそんなことはないと思いますよ、別に同じような仕事ですから。

○浜松市長 落選したらやめなければいけない。

○名古屋市長 もっといろんな人が出られるようにしてあげれば、それでいいと私は思うんですよ。何も戦争に行くわけじゃありませんし。

○広島市長 100年たっても進まないと言われて、こそくな手段で、この検討を進める、検討を始めることではどうですか。あとフォローできますよね、フォロー、始めたかったとって。

○千葉市長 とにかく国会議員と首長の兼職の話というのは、今まで地方側から一言も出ていないわけですよ。ですから、それが初めて出るということの位置づけを考えれば、ここでまとまらずに保留になってしまうよりも、まず1つのまとまった考え方として、国会制度のあり方も含めて提案がなされることの意義合いのほうが私は十分に重く思っています。

○新潟市長 100年変わらぬとおっしゃるけれども、今、国政政党に名乗りを上げているところも兼職というのを出しているところもあります。そういう面ではもう火がつくわけだから、お蔵入りさせるよりも、我々はそういう中で兼職ができる仕組みの検討をきっちりやってくれというのは有効であると思います。

○川崎市市長 逆に言うと、国会議員が現職のまま首長選挙に、指定都市の市長選挙に出られるということでもあるわけですよ。

○名古屋市長 ええですよ。ええ世の中になりますよ、競争が激しくなって、ええですよ。

○神戸市長 再度お諮りします。先ほど来話がありました、2を主体にして少し修文する

という形で取りまとめることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○神戸市長 それでは、後ほど修文を見ていただきます。

次に、議題(2)の大都市制度検討部会からの報告事項について、部会長の林横浜市長さんからご説明をお願いいたします。

○横浜市長 それでは、本日の大都市制度検討部会での議論について、ご報告いたします。報告は4点あります。それぞれお手元の資料に沿ってご説明したいと思います。

まず1点目の多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請でございます。資料2-1をご覧ください。

7月の市長会議の際に、皆様のご協力を得まして、多様な大都市制度の早期実現に必要な法整備を求めるアピールを発出いたしました。しかし、大都市地域特別区設置法が国会で成立しましたが、特別自治市など新たな大都市制度を地方から国に提案する手続を定めた法律案は、現在も審議中になっております。

国の地方制度調査会では、私も臨時委員として参加させていただき、現在は、指定都市制度の改革や大都市制度のあり方について、建設的な議論がなされております。今後も我が国の経済成長を牽引する役割を大都市が担って、大都市区域での県、市の二重行政を完全に解消して、子育て支援や教育、経済、文化、観光など、地域の実情に即した市民サービスをさらに向上させるためにも、特別自治市などの多様な大都市制度は早期に創設することが必要でございます。

このような現在の状況を踏まえまして、本日、総務大臣懇談会におきまして、総務大臣に改めて要請を行うために、この資料に基づいた内容を、お話させていただきました。

2点目でございます。大都市の住民参加につきまして、資料2-2-1でございます。指定都市市長会としてのこれまでの基本的な考え方と地方制度調査会における論点をまとめたものです。

続いて資料2-2-2には、地方自治法に基づく区地域協議会の現在の設置状況をまとめています。

それから、資料2-2-3ですが、これは区単位の住民自治に関する組織の設置状況について、各都市の例をご報告させていただいております。

そして、2-2-4ですが、こちらは大都市の市議会議員が区の議員等を兼ねている例

でございます。ご紹介ということで示しております。

3点目の道州制に係る主な議論における「大都市制度のあり方」については、資料2-3をご覧ください。これまで国や政党、経済界などが道州制に関する提案、提言を公表していますが、その中で、大都市制度のあり方に関する記載をまとめたものでございます。

4点目でございます。第30次地方制度調査会における「大都市制度のあり方」の議論経過につきましては、資料2-4-1にまとめておりますので、ご参照ください。

最後でございます。資料2-4-2をご覧ください。とりまとめに向けた考え方についてでございます。これは先月の地方制度調査会第21回、第22回専門小委員会において配付されたものです。

部会での主なご意見については、本日配付いたしました大都市制度検討部会における議論に、本日、委員の間で話したことについてまとめてございます。

先ほどの部会で出されたご意見としては、住民参加の取り組みについては、国が基本的な枠組みを決め、詳細な制度設計は基礎自治体に委ねるべきである。

それから、指定都市各市で住民参加の取組が進んでいることを広く情報発信すべきだ。こちらは先ほど議論がありましたが、実際に基礎自治体を担当し、マネジメントしている市長が、中に入って現状をつぶさに報告することが有効だというお話です。全くそのとおりでございまして、地方制度調査会に出ておられますと、我々のように現場でマネジメントしている委員の方が少ないので、十分にご理解いただけておりません。指定都市各市での住民参加の取組は相当進んでいますが、このことをご理解いただけていないのではないかと思います。そのため、指定都市市長会として、責任を持って広く情報発信していこうということになりました。

次でございます。道州制の導入は新しい国の形を構築するものであります。都道府県合併の議論ではなく、基礎自治体に限りなく権限、財源を移譲することを最優先に考えるべきだということです。

そして、大都市制度を進めていくためには、指定都市には何ができるのかではなく、何ができないのかを明らかにすることも重要です。指定都市は警察事務以外の事務・権限の移譲は可能です。このような考え方も広く情報発信していくべきではないか。この意見は、部会の委員全員が一致した考えでございまして、警察事務については、例えば交通行政等については、分離したほうがいいのではないかと、こうしたことも議論が必要であるというご意見がございました。

さらに、県費負担教職員制度の見直し、都市計画区域の整備・開発及び保全についての方針に関する都市計画決定などの移譲については、税源の移譲とセットで早期に整理していくべきであるといったご意見がございました。

また、多様な大都市制度を実現するための法案を国に提案していくため、本日、たたき台としての素案をお示しし、検討を始めました。部会では、法案作成に向けては、大都市に限定するのではなく、例えば中核市、特例市を含め、多様な大都市制度の実現に重点を置き、文言の取り扱いについても、あわせて検討していくことが、必要だといったご意見がございました。

今後、さらに部会での議論を深めた上で、市長会議に報告してまいります。

なお、11月7日に開催されます、地方制度調査会第23回専門小委員会におきましては、指定都市市長会をはじめ、関係団体からのヒアリングが予定されておりました、この会には指定都市市長会からは、矢田会長にご出席いただくことになっております。会長、よろしく願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいま林部会長さんから話をいただきましたが、大都市制度検討部会からの報告につきましてご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○名古屋市長 住民自治のほうですが、僕のほうから、これは説明に行かなければいかなかったけれども、名古屋の場合は、ここは選挙をやっております、問題はこの一番の根っここのところですね。

○横浜市長 選挙をやられているのですか。

○名古屋市長 選挙をやるということは、地域でじいさん、ばあさんが出てきてやっています。モデル実施ですけれども、やっぱりちゃんと立候補して、それで立候補した人は皆、みんなの前でちゃんと自分の所信を述べて、少なくとも全員の皆さんで、今回立候補した人は定員全部だったから信任投票になりましたけれども、それにしても、一度全員参加して、そこで選挙をやっているわけです。

だから、これは初め、私はこれを一つの自分の市長に出るときの理想というか、団体の自治の時代から住民自治へということの本当の市民の自立ということで、ここは譲らないんですよ。だけれども、大もめにもめまして、とりあえずこれは嫌な人が多いですから、半分は今公募になって、しかし、あとの半分はオープンな場で推薦した人じゃないといけないということになっています。国会にいたときに総務省に、これは何でちゃんと公選ということを入れなかったんだと言ったら、入れようと思ったんだけど、やっぱり地方議員の代表が出てきて、冗談じゃないということをつぶされてしまったということです。ぜひ名古屋を見にきていただいてもいいですけども、しかし、選挙をやりますと、反対する人が多いですから、大変な困難がありますよ。だけれども、出た人はよかったと全員喜んでますね。やっぱりみんなに一度選ばれるということは素晴らしいことだと。自分で立候補するということも言っていますので、地域委員会という名前でやっておりますので、ご参考に。

○横浜市長 どのぐらいの地域でやられているのですか。

○名古屋市長 小学校単位になりましたね。小学校単位で、大体平均9人。

○新潟市長 今どのぐらいやっているのですか。

○名古屋市長 今7つです。260ぐらいあります。前回、モデル実施で8つです。

○札幌市長 私のところは中学校単位です。まちづくりセンターがありまして、そこでまちづくり協議会をつくってということですね。自治会、町内会ですけども、そこと、さらに商店街だとか、さまざまなPTAだとか、防犯協会だとか、いろんなところが集まってきているということ。選挙じゃありません。

○札幌市長 それから区役所に、そこに行くわけです。意見があって、それが我々に来る。

○横浜市長 推薦制ですか。

○札幌市長　そうです。推薦制です。

○横浜市長　選挙ではないとのことですね。

○札幌市長　選挙ではありません。

○横浜市長　名古屋市では選挙でやられていますよね。

○名古屋市長　私はぜひ皆さん、あくまでも選挙で、やっぱり民主主義の一番原点のところですから、感動しますよ。本当に素人の人がみんな出てきて、こういう町をつくりたいって立候補して、それをみんな全員が参加して行って投票するんです。

○横浜市長　モデル地区は、1カ所だけでやっているのですか。

○名古屋市長　7カ所。去年までは8カ所です。今変わっていますけれども、予算は300万円ですが、あとは寄附を集めてぜひやってほしいということで、職業政治もええですけども、こういう本当の住民自治は、立候補して、自分の手でオープンな場で選ばれると、見ていて感動しますよ。これは本当の民主主義だなと思いますね。

○横浜市長　河村市長、その資料をぜひいただけませんか。

○名古屋市長　すみません事前に言っていませんでしたから、また改めてご参考までに。

○横浜市長　ありがとうございます。

○相模原市長　警察業務については、指定都市への移譲は難しいというお話がありましたけれども、私どもは逆に警察業務は必要かなと思う部分もあります。相模原市は、皆様のように立派な都市ではなく、唯一戦後生まれの指定都市ですから、急激な都市化や開発に伴って、治安の維持と言いましょか、そういった業務も多様化し、変化しています。神

奈川県の例で言うところとちょっと怒られますけれども、交番一つ作ってくれないんですね。現在、市内に4つの警察署があるんですけども、その警察署を適正な場所に移動させたいといっても、県は、それは永久にできないというような言い方をするんです。そのため、相模原市としては昔あった自治警察じゃないですけども、そういったものを創設して、一方で、広域警察行政として必要な部分は県が担う形にして。

ですから、税制度の見直しをやっていただいて、教育の関係でも先生に対する給与費、これも相模原市で持っていると思っていますんですよ。ただし、その地方税法の県税や市民税、市民が納める県税はしっかり見直しを行ってもらい、必要な部分は負担金で県に納める、こういう制度改革をやはり求めるべきだと思うんです。求めないと、いつまでたつたって、さっきの国の交付税と同じですけども、あてがっていただいて、こういう方法だから改革できませんと言われて、我々住民サービスを直接担っている首長としては大変厳しい、改革というものが進まない、このようになるわけですから、根本的な税制改革を含めた権限移譲をしっかりとやっていただいたほうがいいのかなと思っていますので、そうしたことは指定都市市長会でも取り上げていただきたいなと思っています。

○横浜市長 加山市長がおっしゃったことを含めて、本日の話し合いでは政令指定都市では道府県の行っている事務は全て実施できるとの意見でした。現時点で未経験の事務でできないのは1つで、警察くらいかなという話になりました。

○相模原市長 私は、逆もあるかなと思います。

○横浜市長 目指していることは相模原市警ですよ。

○相模原市長 その検討の必要もあると思います。

○横浜市長 議論の中では、例えば交通行政関係だけ切り離して指定都市が持った方がいいのではないかという話がありました。今後、その点を含めて議論が必要だと思います。ありがとうございます。

○神戸市長 他にございませんか。

そうしましたら、林部会長さんからの報告、地制調の件も含めてでございますが、あとは河村市長から資料をまた林市長さんのほうにお届けいただくとして、また各市でそういうような事案があるよということでございましたら、これもお寄せいただいたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にはもうございませぬか、よろしいですか。

それでは、きょうのご意見等、特に河村市長さんのお話にありましたような選挙で地域のそういう取り組みという話は、7日の日に地制調の会議がございませぬので、そのときに、私ちょっと呼ばれていませぬので、そこで意見として付加しておきたいと思ひます。

○名古屋市長 ぜひそう言っておいてください。やっぱり根底のところ民主主義をやるというのは日本の自立のために非常に必要なので、しかし、これはすごい反対があります。当然予想されてわかると思ひますけれども、すごい反対ですよ。だけれども、やった人は全員よかったと、それもじいさん、ばあさんがですよ。

○札幌市長 それは選挙母体としては小学校単位ですか。

○名古屋市長 小学校区で、その中で大体今9人ですね。

○札幌市長 それで、その投票率とかそういうのはあるんですか。

○名古屋市長 投票率はありますよ。全世帯に今、郵便投票にしていませぬけれども、全員信任なら信任で丸と。それで全員参加して、それは立候補もちゃんとします。立候補の演説会もやります。

○札幌市長 ぜひ資料をみんなに回して。私も大変興味深いので。

○名古屋市長 わかりました。ありがとうございます。

○神戸市長 それでは、今の議題(2)の件につきましては一応ご了解いただいたということで、次に、議題(3)の市民生活・都市活力部会からの報告・提案事項について、部会長

の上田札幌市長さんからご説明をお願いします。

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、本日の市民生活・都市活力部会での議論についてご報告を申し上げたいと思います。

当部会から「生活支援戦略」に関する指定都市市長会の意見について提案をしたいと思っています。これは資料3-2というペーパーがその意見書の案でございます。

現在、今年中に生活支援戦略を策定するために、社会保障審議会の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会におきまして議論が進められております。9月28日には第8回の特別部会がありまして、事務局であります厚生労働省から、それまでの部会等における議論を踏まえまして、「生活支援戦略」に対する主な論点（案）というものが示されました。9月28日と10月17日の議論では、私も含めまして地方自治体の委員は、生活保護制度の見直しの方向性については厚生労働省の案を指示するとの発言をしております。

特別部会で示されました案につきましては、この後、資料で説明いたしますけれども、今後の特別部会での議論のたたき台となるものでありまして、これに対する指定都市市長会としての意見を表明したいと考えております。

意見書案は、今お示しいたしました資料3-2でございますけれども、資料の順にご説明申し上げます。

資料3-1がでございます。この色刷りのものでありますが、これをごらんいただきながらご説明をしていきます。これは特別部会で9月28日に厚生労働省が示しました論点（案）の概要を事務方でまとめたものでございます。

1ページの上段は、「生活支援戦略」の全体像でありまして、第2のセーフティネットとして求職者支援制度等新たな生活困窮者支援体系の構築があり、その下に、第3のセーフティネットとしての最終的なネットであります。生活保護制度が位置づけられております。新たな生活困窮者支援体系の構築と生活保護制度の見直しが生活支援戦略の柱となっているわけであります。

中段からは新たな生活困窮者の支援体系についてまとめております。まず、総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援について、これは経済的困窮、社会的孤立状況にあります生活困窮者に対する総合的な相談窓口を設置し、評価、アセスメントだとか、あるいは支援プラン策定などの伴走型の支援を行うとされております。また、支援に当たりましては、ハローワーク、NPO、社会福祉法人等と官民協働の支援態勢で行うものとされ

ているところであります。

下段に厚生労働省案に対する考え方を2点示させていただいております。1点目は、地方自治体の役割や総合的な相談窓口の実施主体が明らかでないということであり、2点目は、支援の対象者となります「社会的孤立者」の範囲と支援方法が漠然としているということ、この2点が今問題と考えております。

2ページをごらんください。上段は就労支援の強化であります。一般就労が困難な方に対する中間的な就労の制度化、あるいは就労の前段階の支援、そして一般就労が可能な方に対する自治体とハローワークが一体となった就労支援が示されております。

中段は、家計再建に向けた支援の強化と居住の確保であります。多様な就労機会の確保に加えまして、相談と貸し付けによる家計再建支援、そして居住の確保というものを組み合わせた支援が示されております。これに対しては、今年度で終了することになっております住宅手当制度というものがありますが、これは一定の効果があると認められるために継続をし、そして求職者支援制度との併給をすることによりまして、給与水準の確保等の方向を検討するべきである。それから、貸し付け等については、相談の充実や、あるいは貸し付けの迅速化などの機能強化が必要だと考えておるところであります。

次に、3ページ目をごらんください。貧困の連鎖防止のための取り組みといたしまして、生活保護受給家庭等のこどもと生活困窮、孤立状態にあります、あるいはそのおそれのある若者に対するアウトリーチを重視した相談対応が示されているところであります。

また、地域におけます計画的な基盤の整備について、中間まとめでは地域の特性に応じたサービス基盤の整備、複数分野に展開する体制の整備というものが示されているところであります。

ここまでする新たな生活困窮者支援体系についての厚生労働省案であります。全体としては次の問題があると考えております。

まず、地方自治体の実効性と、それから持続可能性といったものを検討するために、地方自治体の役割、支援の担い手、そして既存の施策や機関等との分担や、あるいは関係性、義務付けされる事務、費用負担を明確にするべきというところがございます。

それから、新制度を実現し持続していくためには、地方自治体にとって事務的・財政的に過重な負担にならないということ、それから、地域の実情に適合させられる柔軟性、あるいは支援の担い手の育成を踏まえた制度設計が必要であるという点でございます。

次に、生活保護の見直しに関する論点を説明いたします。生活保護制度の見直しにつき

ましては、先ほどの新たな生活困窮者支援体系よりも具体的な案が示されております。個別の内容につきましては、これから説明いたしますけれども、これまでの指定都市市長会の提案を取り入れているところもございまして、一定の評価はできるものと考えております。

4 ページをごらんください。切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化ということではありますが、保護開始段階から保護脱却後までの各段階について見直しの案が示されております。

1 の保護開始段階では、能力活用の取り組みを行う者への上乗せ給付と保護開始時点におけます自立計画の策定等でございます。

4 に飛びますけれども、保護脱却段階では就労収入積立制度の創設があります。これは生活保護受給者の就労収入の一定割合を仮想的に積み立てして、そして就労収入による保護脱却の際に一時金として給付するものでありまして、保護脱却のインセンティブ策として示されているものであります。

5 ページをごらんください。健康・生活面等のライフスタイルの改善支援として4点ございます。

1 の健康管理については、受給者みずから健康管理を行うことの責務を明記しているところでありまして、福祉事務所に保健指導等を行う専門の職員の配置等を行う。

2 の家計管理につきましては、保護費の適切な管理を受給者の責務として、領収書や、あるいは家計簿などを把握できるようにするということ。

3 の住宅扶助につきましては、代理納付の推進をするということ。

4 の民間住宅を活用した居住支援につきましては、民間の空き住宅への受給者の受け入れ促進等が示されております。

次に、医療扶助の適正化について説明いたします。

1 の受給者に対する対策では、一番下にセカンド・オピニオンの活用が示されておりまして、囑託医が必要であると判断した場合には、ほかの医療機関の検診を指示することということとされております。

6 ページに続きます。医療機関に対する対策では、指定取り消し要件の明確化や、あるいは保健医療機関との指定取り消しの連動など、指定要件の厳格化ということが示されております。(3)では、この指定医療機関への国による直接指導だとか、あるいは地方厚生局への指導監査職員の増員というものが示されております。

続いて、不正・不適正受給対策の強化について説明をさせていただきます。

1の不正受給対策の強化では、自治体の権限強化として5点示されておりまして、1点目は調査・指導権限の強化、2点目は事前の本人同意を前提とした不正受給に係る返還金と保護費の調整ということでございます。3点目が第三者求償権の創設、4点目は返還金に対する税の滞納処分の例による処分、5点目は、7ページになりますけれども、稼働能力があるにもかかわらず、明らかに就労意思のない者への対応について、就労能力の活用を怠り、2度廃止処分を受けた者が3度目の保護申請をした場合の審査の厳格化というものが示されております。

次に、2の適正支給の確保では、先ほど出てまいりました住宅扶助の代理納付と、それから扶養義務者の適切な履行の確保というものが示されております。扶養義務につきましても、扶養が困難と回答した扶養義務者の説明責任と家庭裁判所への調停等のマニュアルの作成等が示されておるところであります。

7ページの中ほどに地方自治体の負担軽減とありますが、これはこれまでの生活保護制度の見直しに関する項目のうち、地方自治体の負担軽減に資するものが再掲されているものであります。

ここまで説明をさせていただきました生活保護の見直しに関する厚生労働省案に対しては、7ページの下段のように考えております。

まず、生活保護制度の見直しの方向性としては、これまでの指定都市市長会の提案を取り入れているところもございまして、一定の評価はできるものでありますけれども、実施に向けて課題があるということでございます。また、今後の具体的な制度設計に当たっては、実施主体であります地方自治体の意見を十分に反映するべきであるということ。最後に、これまで指定都市市長会が提案してまいりました生活保護費の全額国庫負担等が盛り込まれていないということでもありますので、これらについては引き続き検討を行うべきであるということが問題点と考えられております。

最後に、「生活支援戦略」に関する指定都市市長会意見について説明をさせていただきます。資料の3-2でお示しして、大きな項目の1番目は、新たな生活困窮者の支援体系についてであります。

(1)は地方自治体の役割の明確化としております。新たな生活困窮者支援体系について、地方自治体の役割や支援の対象者、国と地方の役割分担などを早急に明らかにすべきであるということ。また、新制度を実現し持続するためには、事務的・財政的に過重な

負担とならないこと、地方自治体の意見を聞きながら制度設計を進めるべきであると述べているところでもあります。

次いで、生活保護に至らず自立できるセーフティネットの構築といたしまして、求職者支援制度と住宅手当制度につきまして、生活保護と同等以上の給付水準の確保、また、次のページに移りますけれども、貸付制度については、貸し付けの迅速化など自立を促すこの機能を強化する。そして、就労により自立可能な者が生活保護に至らないようにすべきであると述べているところでもあります。

大きな項目の2番目は生活保護制度の見直しについてであります。就労へのインセンティブが働く制度設計、地方自治体の権限強化、指定医療機関への指定体制強化及び不正受給対策の強化等、これまでの指定都市市長会の提案というものを取り入れているところであり、一定の評価はできるものの、実施には課題もあると主張をさせていただいております。具体的な制度設計に当たっても、自治体の意見を十分に反映することを求めているのであります。

それから、生活保護費の全額国庫負担等、これまで指定都市市長会が提案してきた事項で、今回の制度改革案に盛り込まれていないものについて、引き続き検討を行うべきとするものでございます。

午前中に部会で検討させていただきました結果、お手元にあるようなお示しした経過についての意見が述べられておりますので、ご参照いただきたいと思います。

そして、今日、今の3-2でお示ししております意見書につきましてご議論いただいた上、明日、事務方から厚生労働省へ提出したいと考えているところでございます。また、今月14日の特別部会に向けて、資料としてこの部会にも提出させていただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいま上田市長さんからご説明がありました「『生活支援戦略』に関する指定都市市長会意見（案）」についてご意見をいただきたいと思います。

大阪市さん、よろしゅうございますか。

○大阪市副市長 この内容で結構です。

○神戸市長　ございませんか。

それでは、ないようでしたら、ただいまの報告をもってこの国等への要請につきましては部会長市に取り扱いを一任するという決断をいたしました。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題(4)でございます。経済・雇用部会からの報告事項につきまして、部会長の松井広島市長さんからご説明をお願いします。

○広島市長　それでは、本日、経済・雇用部会での議論についてご報告をいたします。

本部会での取り組みテーマ、医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について、それと指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務等の移管について、この2つを議題としております。本日は、各取り組みテーマに関しまして、お配りしておりますように、部会資料、パワーポイントの横長の資料に基づいて議論を行いました。お手元に経済・雇用部会における議論ということで、一枚物のペーパーも用意しております。これもごらんいただければということで。

まず、議題の1、医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成についてでありますけれども、市の具体的取り組み事例などを交えながら意見交換を行いまして、主要な意見は以下のとおりであります。医療分野に進出した地域中小ものづくり企業が世界に向けて事業展開を行う際にはISO13485などの認証取得が重要となるけれども、これに対応できる人材が限られていること、大学発のベンチャー企業は、開発に強みがあるものの、販路開拓は弱い面がある。販路開拓のためのパートナー企業のマッチングなど、行政としても支援していくことが必要である。また、販路開拓のための関係企業のデータベース構築を国に求めるといったことも考えたい。中小企業が人材の問題や販路開拓に苦労している間に大企業が進出してしまっていて、せっかくの技術シーズが開花しないケースも相当数ある。行政として迅速な支援が求められている。さらには、基礎自治体が地域の特定企業に対するオーダーメイド型の支援にもっと積極的にかかわることを考えてもよいのではないか。事例とすれば、さいたま市の場合はテクニカルブランド企業認証事業というのをやっておられます。千葉市の場合は『ベンチャー・カップCHIBA』ビジネスプラン発表会等といったことをかませながら、個別の企業に対する支援策などを展開しておられまし

た。行政が後見役となって企業が地域貢献型の企業として相応の社会的責任を果たす仕組みをつくった上で市民に認知してもらえするというふうな状況をつくっていく必要があるのではないかというふうな意見があったと思います。

本日は、この議論を踏まえ、今後の方向をどうするかということですが、まず部会の共通認識として、指定都市は、地域の企業や研究機関とともに地域のニーズや技術特性を生かした医療・介護・健康関連分野におけるイノベーションの起点としての役割を積極的に果たしていく必要があるということが確認できたと思います。そして、そのための政策展開の着眼点として、各指定都市における地域ニーズとか産業集積の状況に応じまして3類型に分類してみました。1つが医療関連企業活用型というもの、2つ目がものづくり企業活用型というもの、3つ目として都市圏内のニーズ活用型と。

最初の医療関連企業活用型については、医療関連企業の集積というものを活用して産学官の連携によって海外展開を目指した医療機器であるとか医薬品の開発を行うといったたぐいであります。2つ目のものづくり企業活用型は、ものづくり企業の集積というものを活用して、やはり産学官の連携によってものづくり企業の医療福祉関連分野への進出を促進するというものを図りまして、場合によって全国展開を目指した医療機器、介護機器の開発を行っていくというもの、3つ目は都市圏内のニーズ活用型でありまして、都市圏内のニーズを活用して地域住民を対象とした医療・介護・健康関連機器サービスの開発をして、都市圏内での普及、そして場合によって全国展開、こういったことに向けて標準化をしていこうというものであります。

今後指定都市が医療・介護・健康関連産業の振興等を図っていく上で取り組むべき方策については、今回分類した3類型ごとに地域の実情に照らしまして具体的な対応策を提示して検証した上で、その成果を各指定都市が政策立案していくに当たりまして活用できるようにするというものを目指してやっていきたいと思っております。また同時に、時期を見据えながら国に対する積極的な働きかけや提言などを行うということをやって整理していきたいと考えております。

続いてペーパーの裏面であります。2ページ目になりますけれども、指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務等の移管について議論し、意見交換を行いました。主な意見といたしましては、広島市では現行の法令の枠組みの範囲内で生活困窮者への支援をよりスピード感を持って実施できるようにということで、厚生労働大臣に対しまして市と国の共同による住民のための雇用対策の推進を提案し、大枠で合意を得ました。現在この

具体的な調整を進めているという状況であります。

就労支援については、指定都市が基礎自治体としてワンストップで一連のサービスを提供する必要があります。その際には市民目線で取り組むことが重要でありまして、国や県と連携するだけではなくて、地元の労働団体とか企業、こういったものも含めて地域全体で支援していくことが効果的であると分析しました。

就労に必要な職業訓練につきましても、政令指定都市が積極的に取り組む必要があると考えます。熊本では幸い訓練施設、職業訓練施設を持っておられるということですので、これの活用が望まれます。

部会都市の中には、ジョブスポットであるとかハローワーク特区である、あるいはふるさとハローワーク等々におきまして就労支援を行っている都市もありますけれども、依然として訓練等を希望する支援対象者に対しまして必ずしも一貫したサービスが提供できていないという状況があります。現在取り組んでいます一体的実施の検証に当たっては、ぜひとも政令都市側から職員を例えばハローワークに派遣するなどしてハローワーク側の状況を検証するといったことも必要ではないかというご意見がありました。

今後の取りまとめの方向性でありますけれども、アクション・プランに掲げている一体的実施の取り組み状況は、労働局との協議に至っていない都市がすべて協議に入ったというふうな進展がありました。現時点では国に対して提言等を行う段階には至っていないということで共通認識で一致いたしました。

今後は、各都市の進捗状況等につきましてさらに情報収集を行う。それとともに、アクション・プランに基づく一体的実施や各都市独自の取り組みの効果、あるいは課題等々といったものの検証を進めていく中で一体的実施の終了時期も見据えながら、必要に応じて国に対して実効的かつ効果的な提言を行っていきたいと考えます。最終的には国が示していました地域主権戦略大綱に基づくアクション・プランに掲げる「無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施」の成果と課題の整理を行いまして、各都市で今やっています成果とそれに対する国の反応も見きわめながら、国に対して公共職業安定所の業務移管の早期実現に向けた具体的な提言を行うということをやってまいりたいと考えています。

私からの報告は以上であります。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの松井市長さんからのご説明につきまして何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

○横浜市長 横浜市の状況をご説明させていただきます。指定都市への公共職業安定所、ハローワークの業務移管ですが、横浜市は、生活保護受給者の就労支援を担う就労支援専門員を全18区に配置した結果、平成23年度では8億5000万円の保護費を縮減することができました。生活保護受給者に対する就労支援をさらに推進するためにも、ハローワークと一体となった支援が必要と考え、平成25年度には、ハローワークと一体となった福祉サービス対象者への就労支援を3区で実施する予定です。今後全18区において実施できるように、国との協議を進めていきたいと考えております。

○神戸市長 ありがとうございます。

松井市長さん、資料4-2で裏面に広島市の取り組みの内容が出ておるんですが、特に何かお聞きしておかないかんことはございますか。

○広島市長 これは今国のほうに提案しておりまして、この中身でできれば今年度中に大臣と私で協定を締結したいという骨組みであります。下から見ただくとわかりますけれども、例えば市議会に、自治法上認められていますけれども、雇用対策などで局長に来て答弁してもらおうとかいうことも市議会の議会運営であってもいいかなど。あるいは就職実現のための住民への対応なんかにも局長に同道願うとかということをやりながら、それを実現する枠組みとして公労使による協議会などをつくるということです。今まで県でやっていたようなことを市でもやっていけないか。そして、訓練関係についても、求職者の能力を高めるために、当座は県などが持っている訓練施設をうまく市主体で受講指示ができるような運用をちょっとやっていきたい。そして最終的には生活困窮者、こういった方々は生活保護に陥る前に就職をあっせんしていくというふうなことを全区でやっていくというふうなことをやっていまして、今とりあえず2区で始まりましたけれども、全区に広げると。そしてここにあります一番初めの今言ったようなことを取りまとめて、大臣がいろんな権限を今法令上持っておりますから、法改正しなくても、大臣から協定で委任を受けて、地方の局長と相当自由なやりとりをさせてもらうということができないかと。これはほかの大臣にも適用できそうな感じがありますので、これでうまくいけば、地元、広

域行政でやっている話などももっと政令都市でやれる、一歩進むのではないかと期待しておりますので、今年度中どこまでいくかということは今一生懸命やっているところです。

○神戸市長 ありがとうございます。今説明いただいた分で何か特にございませんか。

○仙台市長 今、広島市長さんのご説明で大変新しい枠組みができるのではないかとということで期待を申し上げるところでございますので、ぜひ今年度の中での国との合意形成ができますように進めていただいて、また結果をご報告いただければ我々も参照させていただきたいと思います。

○神戸市長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ないようでございましたら、それでは、ただいまの報告ありがとうございます。

この報告のございました今後の進め方に基つきまして引き続き取り組みをしていきたいと考えております。ぜひまたそういった点でよろしくお願い申し上げます。

次に、議題(5)の災害復興部会からの報告事項につきまして、部会長の奥山仙台市長さんからご説明をお願いいたします。

○仙台市長 時間も迫っておりますので簡潔にご報告をさせていただきます。今回の部会では、まず、これまで災害復興部会の重要なテーマの1つでございました災害対応法制の見直しにつきまして、この間の国への要請行動などの状況を中心に資料5-1のとおりご報告をさせていただきました。

資料5-1、右側の資料でございます。また、広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項がございますけれども、この地域ブロック割りの参考表に新しくお入りいただきました熊本市さんを追加したということをお知らせをさせていただきます。

次に、これが本日のメインの議題でございましたけれども、広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項の詳細を定めてまいります行動計画につきまして、資料5-2——これも右側でございます——によりまして主に6つの論点についてご議論をいただいたところでございました。

論点の1つであります行動計画を自動的に適用する条件につきましては、単に地震の震

度だけではなく、津波や台風等さまざまな風水害が発生している昨今でございますので、災害種別ごとに整理をして一定の目安となる基準を検討し、まとめておくことが有用ではないかというお話がございまして、その方向で作業を進めることとなりました。また、支援を行う際の一定の目安となります地域ブロックにつきまして、現在確認事項の地域ブロック割りの表が載っているわけでございますけれども、これは消防の緊急消防支援隊のものを参照として載せさせていただいたものでございまして、東京都が加わっているものとなっております。これらを基本的に参照しながら指定都市のブロック割りを定めることとし、東京都の位置づけ等を含めて今後さらに検討、調整をしていきたいということで方向性を出したところでございます。

そのほかには、指定都市市長会として円滑な支援を行っていくためには、被災地の側の自治体における受援計画が極めて重要ではないかというご意見がありまして、指定都市がみずからこれを策定していくことはもとよりであります。全国市長会等とも連携をし、広く自治体の策定に向けて参照していただくようなことも踏まえながら、その受援計画についても今後具体的に検討してまいりたい、このような話となったところであります。

最後になりますが、今後の災害復興部会での議論のテーマといたしましては、災害救助におけます現物給付や建物に限られております罹災証明のあり方など個別具体の制度の運用における問題点も実務上は大変大きな課題となるものでございまして、これらについては法律の改正をまつことなく、各省庁の取り扱いで変更が可能なものも多々ございますので、今後国に対する働きかけを行っていくことを提案させていただきまして、各市長さんにもご了承いただいたところで、なお具体のテーマについて事務局で精査をしてまいり、たたき台としていきたいと考えてございます。

私からの今回の部会の報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいま奥山市長さんから報告をいただきました件でご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

○さいたま市長 去年の3月11日の東日本大震災を踏まえて、担当レベルでこうした行動計画を策定していただいたということは大変意義のあることだと思っています。その中でそれぞれの市においても地域防災計画などができておりますし、また、実際これを運用し

ていくに当たっては、恐らくある程度図上訓練みたいなものを広域的に政令市の中でいろいろなケースについて、これは実は実務レベルでも構わないと思うのですが、やっ
ていく中で、より実効性を担保していくということもあわせてやっていったらどうか
と思うのですけれども。

○仙台市長 さいたま市長さんからのご提言ありがとうございます。部会の中でも、神戸
矢田市長さん、また相模原市長さんからも、やはり事前の運用訓練を相当ケースごと
にしていけないと、いざというときに動きにくいというようなことがございまして、
具体的などのような形でその訓練もしくは研修といったようなものをしていくこと
ができるかということにつきまして、今後少し私ども事務局とで検討しながらお諮
りをさせていただきたい、そのような考えで整理をしております。よろしくお願
いいたします。

○熊本市長 もう議論済みのことなのかもしれませんが、あえて確認といいた
すか、今回東日本大震災におきましていろいろと人的支援も含めてさせていただ
いた中で、やはりいろいろ混乱したということがございました。これは知事会との
関係でありますとか市長会との関係でございまして、あるいは厚労省も含め
直接国からの要請でございまして、その辺で最初に支援をしたところから変
えなければならなかったというようなところも途中出てきたということもござ
いまして、そこに今回、政令市として動いていくというようなこと、これはと
ても重要だとは思いますが、そこが余計これまで以上に混乱するということ
がないような、中央連絡本部の役割になってくるのかもしれませんが、その
整理を是非お願いしたいと思います。

○仙台市長 実施に当たりましては、やはり全国市長会、また知事会、そして
災害対応力で大きな機動力を持っておられる東京都等の各自治体との協議は
欠かせないことだと考えておりますので、私どもの行動計画がかなり具体的
なものになっていった段階で、完全にコンクリートする前に少しそういった
皆様とお話し合いをさせていただいて、より整合性のとれる形で運用が
できるように図っていきたいと考えております。

○神戸市長 他にございませんか。

それでは、報告のございました方向性に基づきまして、検討すべき点は
検討を深め、ま

た取りまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議題の6に移らせていただきます。「特例公債法案の取扱いに関する指定都市市長会緊急アピール（案）について」提案市の熊谷千葉市長さんよりご説明をお願いいたします。

○千葉市長 お手元の資料でご説明をいたしますので、資料6をごらんください。

皆様ご承知のとおり、今年度の特例公債法案についてはいまだに成立していない状況ということで、地方交付税を含む予算執行の抑制が行われて、11月からいよいよ我々も含む市町村分が交付を見合わされているということで、既に地方6団体のほうからそういう声明は出されておりますけれども、指定都市市長会議が行われる今日において、やはり指定都市としてこれはアピールをする必要があるだろうということでの提案でございます。

今後特例公債法案が成立しない状況が続いた場合には、我々地方の安定的な行政運営に支障を来し、国民生活に極めて重大な影響を及ぼすことになるということで、与野党が立場を超えて議論し、法案を早期に成立させることが重要だと考えますし、今後国において予算と特例公債法案を切り離して審議することによるこのような支障を生じさせることは避けるべきであると考えております。国に対して責任ある対応をとることを強く求めるという趣旨でこのアピール文案をまとめたものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神戸市長 ただいまアピール（案）の趣旨説明がございました。これにつきまして何かご意見がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これにつきましてはそのような形で取り扱いをさせていただきます。

それから、今お手元にお配りをさせていただいておりますが、先ほどの首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案の案でございますが、1の部分が消されて2のところを1本にしたということでございますが、阿部市長さんからご説明いただけますか。

○川崎市長 今お配りしたとおりで差し支えなければ、そのように決めていただきたいと思います。

○広島市長 検討を始めるじゃなかったの。進めるじゃなくて始めること。

○川崎市長 始めるといふことにこだわりますか。

○広島市長 いや、「進める」で構いません。

○川崎市長 もしこれでよろしければ。

○広島市長 具体的に進めるでいいんじゃないですか。

○川崎市長 「具体的な」という言葉が入っておりますので。

○神戸市長 それでは、今の資料1-2-1 修正版ということによろしゅうございますね。

それでは続きまして、事務局からの報告事項でございますが、指定都市・中核市・特例市連携シンポジウムの開催結果につきまして、事務局及び中核市・特例市連携担当の篠田新潟市長さんから報告をお願いいたしたいと思っております。まず事務局から説明をお願いします。

○事務局長 まず事務局から、指定都市・中核市・特例市連携シンポジウムの開催結果につきましてご報告をいたします。

10月19日に東京都内で開催し、篠田新潟市長、鈴木浜松市長にご登壇をいただき、270名の参加をいただきまして盛会のうちに終了することができました。また、各市長様におかれまして執筆にご協力いただいたわけでございますけれども、シンポジウムの開催まで約2カ月間時事通信社のiJAMPにおきまして「市長が語る地域主権と都市の役割」という題材で各市長のコラムを掲載いただきました。まことにありがとうございました。

シンポジウムの概要でございますが、既に指定都市市長会のホームページに掲載してございますが、今後iJAMP等を通じましてもお知らせをしたいと思っております。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

○新潟市長 基本的に事務局の方からご報告があったとおりであります。指定都市、中

核市、特例市、3市長会が共同で実施した初めてのシンポジウムということで、中核市、特例市の両市長会からは基本的に喜んでいただけたと思っております。このペーパーに主な意見、奈良市長さん、春日井市長さんからのご意見も書かせていただきました。

成果は、当たり前のことですが、住民に最も近い基礎自治体に権限、そして財源確保し、都道府県は補完である。そして、人口で階段状に権限を定めるのではなく、意欲と能力に応じて機能が獲得できる多様な都市制度をつくるべきだということをご共有できたのではないかと思っております。

また、話題になっております中核市、特例市、市長会をまず統合したらどうだというようなことで両市長会長賛成というようなご意見でございました。

また、最後のページでありますけれども、やはり指定都市だけの議論ではなく、ウイングを広げるべきだと思います。指定都市でも人口2700万を超えるわけですが、中核市、特例市を加えると5430万人を超えるということになります。そして、このフォーラムでは一般市の代表というわけではないんですが、一般市の中から岡山県の総社市長さんにご参加いただいて発言していただき、我々もやる気は十分あるんだから仲間に入れてくれというお話でございました。そういう意欲ある自立を目指す都市連合を糾合すれば、人口比で過半を占め、その過半の力を使ってまた政党に物を申していくということは十分可能ではないか、その1つの大きな核ができたと考えており、これからまた運動を皆様方のご意見を聞きながら発展させていきたいと思っております。

○神戸市長 ありがとうございます。これにつきまして特に何かお尋ねになることはございませんか。よろしいですか。

それでは、よろしければ、次に移らせていただきます。

次に、今後のシンポジウムの開催につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 資料8をごらんください。まず12月2日、日曜日でございますけれども、横浜市におきまして、「横浜市の未来とこれからの大都市制度」という題材で、大杉教授、渡辺アナウンサーを迎え、林横浜市長にご登壇をいただき開催をいたします。

また、次に、来年の2月6日、水曜日でございますが、東京都内で、テーマについては調整中でございますが、「ニッポンを元気に！ ～日本経済を牽引する指定都市～」という題材で、岸教授、また藻谷日本総合研究所の主席研究員を迎え、矢田神戸市長、林横浜

市長、松井広島市長にご登壇いただき開催をいたします。詳細が決まりましたら各市にお知らせをいたします。

説明は以上でございます。

○神戸市長 ただいまの件で何かお尋ねはございますか。

なければ、次に、次回指定都市市長会議の件につきましてご説明をいたします。次回開催につきまして神戸で開催をとということでございましたので、私から報告をさせていただきます。

来年の5月29日でございますが、神戸ポートピアホテルにおきましてローカルサミットを開催させていただきたいと考えてございます。詳細は後日また事務局からご連絡を差し上げますので、その点よろしくお願い申し上げます。

ちょうど時間を5時ぐらいで必ず終わるようにと林市長さんからもおっしゃっていただいていたので、ちょっとまだ時間がありますけれども、何か特にございませんか。

なければ、これで、本日かなりいろんなご意見もいただきまして、時間がどうかと思ったんですが、結果的にぴったりで終わらせていただきましたので、皆さんにお礼を申し上げて、締めくくりの言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○事務局長 以上をもちまして第34回の指定都市市長会議を終了させていただきます。

この後、会長と阿部副会長によります記者会見を、ちょうど出まして向かい側、おり鶴悠という会場に移して行います。時間はほどなくそろいましたら速やかに始めたいと思いますので、記者の皆さんもスムーズに移動をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午後4時50分閉会